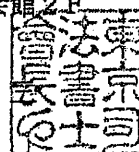


成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情

平成26年 8 月 25日

東京都新宿区本塩町9番地3司法書士会館2F

東京司法書士会
会長 清家亮



東京都新宿区本塩町9番地3司法書士会館4F

連絡先 (公社) 成年後見センター・リーガルサポート東京支部

支部長 川口

電話03-3353-8191



府中市議会議長 高野 政 男 様

要 旨

1. 府中市で実施している成年後見人等に対する報酬助成制度の助成対象について、市長申立の場合に限定する要件を撤廃し、本人または親族申立の場合にも利用できるようにすること。
2. 前記報酬助成制度を実効あるものとするため、必要な要綱等を整備すると共に広く広報を行い、福祉関係部署や推進機関等の地域ネットワークを活性化させ、成年後見制度の潜在的ニーズを十分顕在化させることなどにより、利用の促進を図ること。

理 由

1. 成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方たちの財産管理や契約などの法律行為を、本人の代理人として家庭裁判所が選任した成年後見人等が行うことによって本人の権利を擁護し生活を守る制度であり、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等の方々の権利擁護のためのセーフティネットであって、判断能力の不十分な人が地域で生活するために、なくてはならない不可欠な制度です。
2. 成年後見人等の対応の中には、借金苦による生活破綻や生活苦等を原因とする家庭内の虐待、悪質商法による消費者被害、対応の難しい障害、家族内に判断能力の十分でない人が複数いる場合などの問題が少なからずあり、これらを解決するためには、親族ではなく、法律・福祉等に関する知識を有しそれら諸問題に対し解決の経験等を有する専門職後見人の就任が必要なケースが多くあります。成

年後見人等が業務を遂行して行くためには、その責任の重大性や重い業務負担から、ボランティアで行うことは困難であり、業務の対価たる報酬については必須のものであると言わざるを得ません。

しかしながら現在の成年後見制度では、成年後見人等の報酬や手続を利用するための費用は、制度を利用する本人の負担となっているため、経済的に困窮されている方はこれらの費用を負担できず、そのため、同制度の利用をためらったり、または成年後見人等のなり手を探すのが困難な状況にあります。

3. 厚生労働省は、成年後見人に対する報酬助成制度について「成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」）」の積極的な活用を促す観点から、平成20年に親族申立や本人申立も助成対象であることを確認する内容の事務連絡を出して各自治体に運用改善を呼びかけました。

しかし現状は、導入していても対象を区市町村長申立に限定している自治体がまだ多くあります。このような区市町村長申立への限定は、成年後見制度の利用が必要な多くの生活困窮者をセーフティネットの網から外してしまうことになりかねません。

また、予算は付けられているが利用があまりなされておらず、福祉関係部署や推進機関等を中心とした地域福祉ネットワークの構築が不十分であり、成年後見制度の潜在的ニーズの掘り起こしが十分行われておらず、広報自体も不十分で制度の存在の周知が消極的である等により現実には利用されていないケースも多いと思われます。

4. 多摩地区（26市3町）において、報酬助成制度がありかつ市町長申立限定のない自治体は、平成26年4月現在5自治体でした。その後、さらに陳情等の成果により、来年度（一部今年度）より、市町長申立限定のない報酬助成制度が導入される見込みとなった自治体が、7月20日現在にて、4自治体です。しかしながら、府中市は現在、市長申立に限定した報酬助成制度です。
5. そこで生活困窮者の成年後見制度の利用促進、権利擁護という目的に適した形で報酬助成制度を活用していくためには、府中市も市長申立に限定した要件を撤廃するとともにその利用促進を図ることが必要不可欠と思われ、上記の通り陳情します。

以 上

多摩26市3町における
成年後見人等に対する報酬助成に関する各自治体の取り組みについて

平成26年7月20日現在

◎ 平成26年4月における現状

- ・報酬助成要綱あり、首長申立限定なし（社協等を含めて）：5自治体、
立川市、町田市、小金井市、小平市、奥多摩町
- ・報酬助成要綱あるも首長申立限定あり及び障害者のみ要綱あり：18自治体
障害者のみ要綱ありの自治体：昭島市、調布市、日野市、稲城市
- ・報酬助成要綱なし（社協等を含めて）：6自治体
武蔵野市、福生市、狛江市、多摩市、あきるの市、日の出町

◎ 平成26年4月以降の各自治体の取り組み・動向

- ・八王子市（市長申立限定）は、市長への要望書に対し、市長から成年後見制度の重要性に鑑み、9月議会にて市長申立限定を外すことを決議するとの方向が示される。
- ・調布市（障害者のみあり）は、市長への要望書に対し、今後、高齢者への報酬助成制度の導入に向けて検討するとの回答あり。
- ・狛江市（報酬助成要綱なし）は、26年度に高齢者120万円、障害者120万円予算をつけて、26年8月に報酬助成要綱制定予定（市長申立限定なし）。
- ・武蔵村山市（市長申立限定）は、議会にて限定解除の採択。

- ・請願書提出：2自治体
東村山市、東久留米市

- ・陳情書提出：3自治体
国分寺市、東大和市、多摩市（委員会にて継続審議）

- ・議員提案・質問で実質的に要綱改訂等を図る（予定）：2自治体
昭島市、稲城市

- ・現在働き掛け
武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、日野市、国立市、清瀬市、羽村市、西東京市

A市の報酬助成の実例

1. 人口及び市長申立限定を解除した時期

- ・人口は、42万6千人（平成26年1月1日現在）
- ・平成24年11月に市長申立限定解除の要綱制定

2. 各年の報酬助成の予算額、執行額、市長申立の件数、それ以外の件数

平成24年度	600万円	363万円	14件	3件
平成25年度	609万円	不明		

3. 年度の予算が足りなくなることを防止する工夫

- ・給付額は、市の予算の範囲内において決定された給付額を上限
決められた申込期間で募集して、募集締切後に審査の上、該当者数次第で額が
決まる（ただし、上限は、月額2万円）。
- ・対象となる報酬は、当年度分を含む最長1年間分